

税の申告について

〜今回からマイナンバーが必要です〜 2月16日(木)から3月15日(水)まで

町県民税・所得税の申告の受付と申告相談が2月16日(木)から始まります。申告期間中、税務署や申告相談会場は混雑が予想されますので、お早めの準備をお願いします。

■ご注意ください!!

●平成28年分、町県民税・所得税各申告書にマイナンバーの記載が必要です。

①個人番号カードまたは②通知カードとご本人確認書類(運転免許証や保険証)をお持ちください。

●土地、建物、株式等の譲渡所得(分離所得)については富岡税務署で申告をお願いします。

●医療費控除を受ける方は、必ず事前に領収書を『個人別病院別』に分け、メモ書きで構いませんので、それぞれの金額を合計しておいてください。

●営業不動産・農業所得のある方は、必ず事前に経費の領収書を整理し、メモ書きで構いませんので、それぞれの金額を合計しておいてください。

●必ずチェックリストで必要書類をご確認のうえ、お出かけいただけますようお願いします。

■町県民税の申告

次の条件に当てはまる人は、町県民税の申告が必要です。

- ①平成29年1月1日(賦課期日)に下仁田町にお住まいの人で、平成28年中に所得のあった人
- ②前年中の所得が全くなかった、もしくは、生計を二にする親族の扶養となっていない人
- ③町県民税において医療費控除や社会保険料控除などの控除を受けようとする人
- ④公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ年金以外の所得が20万円に満たない人
- ⑤所得がない人で、所得証明などが必要な人

次の人は町県民税の申告をする必要はありません。

- ①所得税の確定申告書を税務署に提出した人
- ②収入が給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている人
- ③収入が公的年金のみで、医療費控除や寄附金控除などの控除がない人

■所得税の申告

次の条件に当てはまる人は、確定申告が必要です。

- ①給与収入が2,000万円を超える人
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上からもらっていて、年末調整がされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- ④事業(営業等、農業)・不動産の所得があった人
- ⑤平成28年中に土地や建物、株式などの譲渡所得があった人

次の条件に当てはまる人は、確定申告をすると所得税が戻る場合があります。

- ①源泉徴収されている所得税がある人(に限りません。)
- ②マイホームをローンなどで購入した人
- ③多額の医療費を支払った人
- ④災害や盗難にあった人
- ⑤給与所得があり、年途中で退職し、再就職していない人
- ⑥恩給・年金から所得税が源泉徴収されていて、各種控除のある人

要介護認定を受けている人の障害者控除

65歳以上の要介護認定を受けている人で、一定の条件に該当する場合、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付しています。認定書の交付を受けた人は、税の申告時に町県民税や所得税の障害者控除を受けることができます。

申請窓口 健康課介護保険係
64-88002



必要書類チェックリスト

- ☐ 申告書(税務署や役場から送付された方)
- ☐ ①個人番号カード(写真が付いているもの)または②通知カード+ご本人確認書類(運転免許証、保険証等)
- ☐ 印鑑、筆記用具
- ☐ 前年中の給与・公的年金等の源泉徴収票や支払調書の原本
- ☐ (営業・農業・不動産所得のある方)収支内訳書など収入金額と必要経費を計算できる書類
※事前に計算してください
- ☐ 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額が分かる書類
- ☐ 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ☐ 雑損控除や寄附金控除などの控除を受ける場合は、それを証明できる書類
- ☐ 医療費領収書 ※事前に計算してください
- ☐ 申告者本人名義の預貯金口座の分るもの

申告相談日程表 2月16日(木)～3月15日(水)

受付時間:午前9時30分から午後3時30分まで

日 程	地 区	対 象 地 区	申 告 会 場
2月16日(木)	青倉	土谷沢・上青倉・下青倉(日向・日影)	青倉社会体育館ミーティングルーム(旧青倉小図書館)
17日(金)		宮室・大桑原・下青倉(小北野・跡関)	
20日(月)	西牧	本宿・横間・南野牧区	公民館西牧分館(活性化センター)2階
21日(火)		西野牧区・矢川区・市野萱区	
22日(水)	馬山	大東区・田城・緑ヶ丘区	馬山生活改善センター
23日(木)		城西・竹の上(光陽団地含む)	
24日(金)		中央・小川(田城・竹の上除く)・蒔田区	
27日(月)	小坂	中小坂・大平・東野牧区	旧小坂小校舎(1階西:旧教室)
28日(火)		下小坂・大坂区・上小坂区	
3月 1日(水)	下仁田	下町・仲町・上町区	役場二階201会議室
2日(木)		東町・川井区	
3日(金)		旭町・吉崎・栗山区	
6日(月)	青倉	地区ごとの二次申告です。 行政区の定められた日にお出掛け できない方は、この日に。	青倉社会体育館ミーティングルーム(旧青倉小図書館)
7日(火)	西牧		公民館西牧分館(活性化センター)2階
8日(水)	馬山		馬山生活改善センター
9日(木)	小坂		旧小坂小校舎(1階西:旧教室)
10日(金)	下仁田		役場二階201会議室
13日(月)	全	全地区対象	
14日(火)			
15日(水)			

※各会場の受付時間は、午前9時30分から午後3時30分までです。

※対象地区以外は受付け出来ません。

※上記日程は、職員が会場に出向いておりますので、役場窓口での申告記載指導は出来ません。

問合せ先 住民税務課 税務係 ☎82-2113

【確定申告のお知らせ】

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。作成した確定申告書は、印刷して送付・e-Taxで送信（事前準備が必要）のいずれかでご提出ください。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

会場 富岡税務署 2階大会議室

期間 2月16日（木）から3月15日（水）まで（土、日及び祝日を除きます。）

時間 午前9時から午後5時まで

※申告書の作成には時間を要します。午後4時頃までにお越しください。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

○国税庁ホームページ「作成コーナー」の操作などに関するお問い合わせ

問合せ先 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 ☎0570-01-5901

受付日 月曜から金曜（祝日を除きます）

○確定申告などに関するお問い合わせ

問合せ先 富岡税務署 ☎63-2235（自動音声案内でご案内します）

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

【社会保障・税番号（マイナンバー）制度】

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

●マイナンバー（12桁）の記載が必要です！

●本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です！

【本人確認（番号確認及び身元確認）を行うときに使用する書類の例】

例1 個人番号カード（番号確認と身元確認）

例2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

農業者の皆様へ 「青色申告をはじめましょう」

青色申告は自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもあります。

平成29年分の所得から青色申告を行う場合は、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

詳細は、農林水産省ホームページ又は下記までお問い合わせください。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/index.html

問合せ先 関東農政局群馬県拠点地方参事官室 ☎027-221-1826